

東日本大震災の復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについて

1. 通知

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」 （平成 23 年 3 月 30 日付け文第 2251 号通知）

2. 通知内容（要点）

下記復旧工事については、文化財保護法第 93 条・94 条、96 条・97 条の規定による届出・通知は、当面の間、不要とするもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧(2) 仮設住宅の建設(3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地(4) その他緊急を要する復旧工事<ul style="list-style-type: none">①耕作地、溜め池、水路等の農業関連施設の復旧②津波による土砂等の撤去及び整地③仮設の校舎・事務所等の建設④仮設の道路・上下水道・電話柱・電気柱等の建設⑤仮土葬に係る掘削等 |
|---|

★文化財保護法第 93 条・94 条（遺跡内で土木工事等を行う場合の届出・通知）

★文化財保護法第 96 条・97 条（遺跡発見に関する届出・通知）

3. 通知先

宮城県教育委員会教育長名で県内各市町村教育委員会教育長・県各部局長・国の機関の長・主な民間企業の長ほかに通知

4. 当面の取扱いの終了について

宮城県における復旧工事の進捗状況から判断し、別途、通知する。

5. 根拠・参考資料

(1) 別紙 1

文化庁次長通知（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 庁財第 61 号）

「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）」

(2) 別紙 2 文化財保護法第 93 条・94 条・96 条・97 条（抜粋）

(3) 宮城県遺跡地図 <http://www.pref.miyagi.jp/bunkazai/>（文化財保護課HP）

6. その他

「復興事業に係る埋蔵文化財の取扱い」については、後日、通知するが、文化財保護法第 93 条・94 条、96 条・97 条の規定による届出・通知は、従来通り必要となる。

